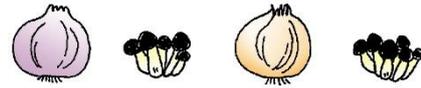


幼児教育・保育無償化に伴う変更点のお知らせ

2019年10月1日より3,4,5歳児の保育料が無償化されます。0,1,2歳児に関しては変更なしです。

無償化の実施に伴い、これまでの利用者負担分(保育料)の中に含まれていた食材料費(副食費)については保護者が引き続き負担するという考え方で、施設側が実費徴収をする形となりました。

ののなぜ保育園(緑の丘福祉会各園)では、月額4,500円の副食費を徴収することにしました。4,500円の基準は国及び名古屋市が目安とした金額に合わせました。



<無償化に関する行政の基本的考え方>

- ・年収360万円未満相当の家庭に関しては免除され、公費負担とする。
- ・アレルギー除去食など特別の食事の取り扱いについては、施設の子どもを通じて均一とする。調理にかかる人件費は食材料費に当たらない。
- ・おやつ、牛乳、お茶代は副食費に含む。
- ・第3子以降の子どもに対する副食費に関しては除外する。
- ・3号認定子ども(0~2歳児)は今回の無償化の対象とはならないため、現行通り。

<無償化に伴い、危惧されること>

今回の無償化の対象は、保育士の配置数や保育室の面積など最低基準に満たない認可外施設の利用者も補助の対象となるため、「保育の質」が保てない施設にもお墨付きがあり、認可施設同様に安心だと誤解して利用が促進する心配があります。「無償化」により子どもの安全が問われます。子どもの命と安全を守るためにも「給付の公平性」だけでなく、「保育の質の公平性」も確保する必要があります。

また、「無償化」の費用は国と自治体負担がそれぞれ半分ずつ負担の形になりますが、これは私立保育所が対象で、公立保育所は市町村が全額負担する仕組みです。そうすると、公立保育所の廃止・民営化がさらに加速化しかねません。

「無償化」の裏には、保育制度を変質させ全国の保育の質が低下するなど深刻な課題も含まれています。また、無償化の予算には年間7800億円の費用が必要とされることから、待機児対策の保育所整備費や、保育士の処遇改善は後回しにされることが危惧されます。また、財源としては消費税10%があげられることになっていますが、消費税は生活必需品も含め所得の低い人にも一律にかかるため、低所得者にとっては益々負担が重くなるという問題点を含んでいます。

♪読んでみませんか♪ 「子どもたちに幸せの日々を」 近藤直子著



合研の講座でも楽しいお話で人気だった近藤先生が書いた本です。この本を読むとまた子どものことがいとおしくなり、心がほっこりするエピソードやお話し満載です。「子どもには、毎日、楽しく遊んでお腹を空かせ、おいしく食べてぐっすり眠る生活を送る権利があります。」という一文はまさにその通り！どの子だって、世界中どこにいたって、この権利が保障されることを願っています。

「子どもの幸せの土台を築く」の章では、保護者がつながり、子どもたちの幸せのために、国や自治体に声を上げていくこと、「私たちの人権は不断的努力によって具体化されていくもの」と結ばれています。

興味のある方、事務室までお声をおかけください。